

職場におけるパワーハラスメント・メンタルヘルスに関する具体的対応策

～基礎的知識から判例解説及び就業規則整備に至るまで～

主催：(一社)三田労働基準協会 渋谷労働基準協会[幹事]

(一社)品川労働基準協会 (一社)大田労働基準協会

パワーハラスメント・メンタルヘルス問題について、講習会を開催いたしますのでご案内いたします。

日時	平成 25 年 5 月 21 日(火)13:30～16:30 開場・受付開始 13:00
場所	渋谷区立商工会館 2 階大研修室 (裏面地図参照)
内容	■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■ 【第 1 部】職場におけるパワハラ対策 *職場におけるパワハラとはいったい何か？その定義は？*パワハラ裁判を検討し、何がパワハラに当たるのか実務感覚をつかむ。*パワハラ裁判を検討し、企業及び管理職が負う損害賠償リスクを認識する。*パワハラが生じないようにするための予防策とは。*パワハラ申告に対する間違っではない企業の具体的対策とは。 【第 2 部】職場におけるメンタルヘルス対策 *メンタルヘルス不調者への対応を間違った企業の損害賠償等リスク。*パワハラや長時間労働を起因とするうつ病と労災認定との関係を理解する。*突然、メンタルヘルス不調を主張してきた従業員に対する初期対応について。*メンタルヘルス不調者に対する退職勧告、解雇は有効か？*休職制度の正確な理解とメンタルヘルス不調者に対応できる就業規則の整備の必要性。*休職後のリハビリ出勤に伴うリスクと就業規則整備の必要性。
講師	第 1 部 弁護士 長谷川桃氏 第 2 部 弁護士 片山雅也氏 弁護士法人 アヴァンセリーガルグループ
受講料	会員 3,000 円 会員以外 5,000 円
定員	100 名
申込方法等	①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax (03-3451-7692) して下さい。 ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします(申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい)。受講料は受講票到着後 2 週間以内(到着から 5 月 14 日まで 2 週間ない場合は 5 月 14 日(火)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。期日までに受講料が振込まれない場合、申込受付を取り消させていただくことがあります。 ・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号：普通預金 0397963 ・口座名義：(一般社団法人)三田労働基準協会 ・名義人住所：港区芝4-4-5 振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0521 マルマルカイシャ 等) ③受講の取消：5 月 14 日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。 ④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。
問合先	(一社)三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax 03-3451-7692 URL http://www.mita-roukikyo.or.jp *この講習は城南労働基準協会協議会(三田労働基準協会、品川労働基準協会、大田労働基準協会、の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。